

◆ふれあい・いきいきサロン
【申込み】NPO法人東京山の手まごころサービス ☎(320)56813へ。先着順10月以降も毎月開催します。

◆8回レポ・ユニバーサル駅伝
【日時】9月26日(土)午前9時30分から受け付け
【会場】国立競技場周辺(霞ヶ丘町)

◆おもちやフオーラム2009
【日程】11月7日(土)・8日(日)
【会場】四谷ひろば・東京おもちゃ美術館(四谷4-1-20)

◆寄附を通して社会貢献をしませんか
区民の方・事業者の皆さんからの寄附金を「協働推進基金」に積み立てて、NPO法人に活動資金として助成していただきます。

◆ふれあい・いきいきサロン
【日時・内容】①8月21日(金)：あそび子どもと大人・作って遊ぼう交流会、②9月17日(木)：音楽療法(癒やし)の集い、いずれも午後2時～4時

◆8回レポ・ユニバーサル駅伝
【日時】9月26日(土)午前9時30分から受け付け
【会場】国立競技場周辺(霞ヶ丘町)

◆おもちやフオーラム2009
【日程】11月7日(土)・8日(日)
【会場】四谷ひろば・東京おもちゃ美術館(四谷4-1-20)

◆寄附を通して社会貢献をしませんか
区民の方・事業者の皆さんからの寄附金を「協働推進基金」に積み立てて、NPO法人に活動資金として助成していただきます。

長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者証をお持ちの方へ

【問合せ】高齢者医療担当課
高齢者医療係(本庁舎4階)
☎(5273) 4562へ。

◆21年度の保険料のお知らせを7月14日にお送りしました

7月22日(木)までに届かない方は、ご連絡ください。
保険料の計算方法は、賦課決定通知書に同封の「長寿医療制度のしくみ」「長寿(後期高齢者)医療制度の保険料について」でご案内しています。

20年分の所得の申告(所得税・住民税)が遅れた方、新宿区以外の住所で住民税が課税されている方、所得の申告をしていない方は、後日、保険料が変更となることがあります。所得の申告は、お早めをお願いします。

◆保険料のあらまし

保険料は、均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」の合計です(右図)。

◎新たな保険料の軽減

▶①世帯の年間所得が33万円以下で、同じ世帯の被保険者全員が無所得(年金収入で80万円以下)の方は、均等割が9割軽減されます。

◆保険料は原則として年金からの引き落としになります

◎年金からの引き落としにならない場合

- 保険料の引き落としの対象となる年金の受給額が年間18万円未満
●介護保険料が年金から引き落とされていて、介護保険料と長寿(後期高齢者)医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えると
※保険料計算後に75歳を迎えた方は、一時的に納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。
※年度途中で保険料が変更(増額)になった場合など、年金からの引き落としと納付書や口座振替(自動払込)での納付を併用することがあります。

◎年金からの引き落としの方も

- 申し出により口座振替(自動払込)に変更できます
希望する方は、「保険料納付方法変更申出書」を高齢者医療担当課高齢者医療係へ郵送または直接お持ちください。変更申出書が8月3日(月)までに届いた方は、10月から口座振替(自動払込)に変更します。その後届いた方は、12月以降の引き落としから変更します。
21年度から新たに「年金からの引き落とし」の対象になる方には、保険料の通知に「保険料納付方法変更申出書」を同封していますが、以前から引き続き引き落としとなっている方には同封していません。変更申出書が必要な方は、高齢者医療担当課高齢者医療係へご連絡ください。

保険料の納付方法

主に次の3つの方法でお支払いいただきます。詳しくは、通知に同封した「長寿医療制度のしくみ」9ページと「長寿(後期高齢者)医療制度の保険料について」をご覧ください。
①21年度に新たに年金引き落としになる方
10月から開始します。7月～9月は、同封する納付書で銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)・区役所・特別出張所・区指定のコンビニエンスストア等でお支払いいただくか、ご指定の口座から、口座振替(自動払込)でお支払いください。

②21年度は銀行等で納付していただく方

同封の納付書か口座振替(自動払込)でお支払いください。
③以前から年金引き落としとして21年度も継続する方
4月・6月・8月は、21年度の保険料額が確定していないため、仮の保険料額(仮徴収額)を引き落としします。4月分は21年2月の引き落とし額と同額を引き落とし、6月分・8月分で金額を調整します。
また、21年10月・12月・22年2月は、6月以降に確定する所得を基に算定した保険料額から、4月～8月までの仮徴収額を差し引いた金額を3回に分けた金額となります。

保険料の納付イメージ

Table showing insurance premium payment schedules for FY21, including columns for months (April to March) and rows for different payment methods (bank transfer, debit, etc.) and scenarios (new to annuity withdrawal, continuation).

※「銀行等で納付」は、納付書での金融機関やコンビニエンスストアなどでお支払いまたは口座振替(自動払込)による納付です。
※「年金引き落とし」は、公的年金からの引き落としによる納付です。

◆自己負担割合が変わる方に新しい被保険者証をお送りしました◆

8月からの医療費の自己負担割合は、21年度の住民税の課税状況で決まります【注1】。
●負担割合が変わる方…新しい被保険者証を7月15日にお送りしました。これまでの被保険者証は、8月1日(土)以降に同封の返信用封筒でお返しください。
●負担割合が変わらない方…新しい被保険者証はお送りしません。これまでの被保険者証で受診してください。
下記の基準【注1】により自己負担が3割となる方のうち、20年分の収入が「収入の基準額【注2】」に該当する場合は、申請により1割負担となります。申請が必要な方には、事前にお知らせしています。
【注1】自己負担割合の基準…同じ世帯の長寿(後期高齢者)医療被保険者のうち、21年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」負担

【注2】収入の基準額…▶同じ世帯内の長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者の方の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満。▶同じ世帯内の70歳以上の方の収入の合計額が、2名以上の場合は520万円未満
◎世帯全員が住民税非課税の方へ
長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者証をお持ちで、世帯全員が住民税非課税の場合、申請により入院の際の自己負担限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課高齢者医療係へ申請してください。
20年度に申請して21年度も該当する方には、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を7月24日(金)にお送りします。

ビズ新宿パソコン教室
8月10日(月)～16日(日)は休業します

区(産業振興課)と民間との協働事業です。
【日時・講座名・受講料等】下表のとおり。受講料にはテキスト代を含みます。難易度は★(入門)、★★(初級)です。ワード・エクセルの講座の受講者で希望する方は、講座終了後に検定を受けることができます(ほかに受験料が必要)。
【対象】区内在住・在勤の方、各講座12名(定員に満たない場合は、区内在住・在勤以外の方も受け付けます)
【会場・申込み】電話かファックス(講座名と日時、住所・氏名・電話番号・ファックス番号を記入)で、平日の午前10時～午後6時にビズ新宿パソコン教室(西新宿6-8-2、B I Z 新宿3階)☎(3344)3255・☎(3344)3715(第2月曜日休館)へ。先着順。講座内容は同教室ホームページ(☎http://www.biz-pc.com)でもご案内しています。

Table with 5 columns: 区分, 講座名, 日時, 受講料, 難易度. Lists various PC courses like 'パソコンスタートコース', 'ワード基礎', 'エクセル基礎' with their respective dates, times, fees, and difficulty levels.

Table with 5 columns: 区分, 講座名, 日時, 受講料, 難易度. Lists various PC courses like '見直し書作成', 'エクセル情報検索', 'ワード基礎', 'エクセル基礎' with their respective dates, times, fees, and difficulty levels.

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は☎(3209)1111、新宿区ホームページは☎http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/です。

国民健康保険「高齢受給者証」をお持ちの方へ

国民健康保険に加入し、昭和9年8月2日～昭和14年8月1日生まれの方へ

新しい「高齢受給者証」を7月15日にお送りしました。7月20日(木)までに届かない方は、医療保険年金課国保資格係へご連絡ください。
8月1日(土)以降は、新しい高齢受給者証と国民健康保険証をお持ちの上、医療機関を受診してください。
【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階)
☎(5273)4146へ。

国民健康保険の高齢受給者証は、毎年8月に前年の所得に応じて自己負担割合を判定し、更新します。自己負担割合の基準は次のとおりです。
▶自己負担割合の基準…同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者のうち、21年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「2割(22年3月31日までは1割)」、いる場合は「3割」負担

ア 収入額による特例

自己負担割合が「3割」となる方のうち、20年中の収入が「収入基準額(※)」に該当する場合は、申請により「2割(22年3月31日までは1割)」となります。
※収入基準額…同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満
イ 自己負担割合の緩和措置
自己負担割合が「3割」となる方のうち、次のすべてに該当する方は、申請により「2割(22年3月31日までは1割)」となります。
▶同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者が1名、▶21年度住民税の課税標準額が145万円以上、▶20年中の収入金額が383万円以上、▶同じ世帯内で国民健康保険から長寿(後期高齢者)医療制度に移行した方がいる、▶長寿(後期高齢者)医療制度に移行した方との収入の合計額が520万円未満

◎ア・イに該当すると思われる方には、新しい高齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封していただきます。対象となる方は、医療保険年金課国保資格係へ申請してください。
●高齢受給者証の有効期限
平成22年7月31日までに75歳になる方は「誕生日の前日」、それ以外の方は「22年7月31日」

●世帯全員が住民税非課税の方

国民健康保険の高齢受給者証をお持ちで、世帯全員が住民税非課税の場合、申請により入院の際の自己負担限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、申請してください。
【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階)
☎(5273)4149へ。

65歳以上の方の21年度介護保険料を決定

21年度介護保険料納入通知書を、7月15日にお送りします。7月22日(木)ごろまでに届かない場合はご連絡ください。
21年度の介護保険料は、20年分の所得に基づく21年度の住民税課税状況と、21年4月1日(21年4月以降に入浴した方)や65歳になった方は資格を取得した日)現在の世帯状況で計算しています。
※21年度介護保険料納入通知書は、シルバーパス購入の際に申請の確認書類となりますので、必要な方は大切に保管してください。
【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階)☎(5273)4597へ。